

鳴門市建設工事公募型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳴門市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札において、指名業者の選定に先立って、あらかじめ発注工事に係る施工実績や技術者その他の条件を指定したうえで入札に参加する意思のある者を公募し、当該入札に参加を希望する者の中から入札参加者を決定する方式（以下「公募型指名競争入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる建設工事)

第2条 公募型指名競争入札に付する建設工事は、鳴門市が発注する設計金額が1千万円以上の建設工事のうち、工事の内容及び特性等を考慮して、公募型指名競争入札で発注することが望ましいと認められる工事（以下「対象工事」という。）を対象とする。

2 前項に該当する対象工事は、鳴門市工事等指名審査委員会での審議を経て決定するものとする。

(発注情報の開示)

第3条 対象工事を公募型指名競争入札に付そうとするときは、発注情報の開示として次に掲げる事項を示し、鳴門市掲示板への掲示及び鳴門市ホームページへの掲載その他の方法により公募を行うものとする。

- (1) 工事概要に関すること
- (2) 入札参加資格審査申請書ほか申請に必要な書類に関すること
- (3) 前号に係る書類提出の日時・場所等手続に関すること
- (4) 次条に規定する入札参加資格に関すること
- (5) その他工事毎に必要と認める事項

(入札参加資格)

第4条 公募型指名競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 鳴門市建設工事一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の1第1項において準用する第167条の4に規定に該当しない者
- (3) 鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱（以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者
- (4) 鳴門市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でない者
- (5) 建設業法第27条の2第3第1項の規定による経営事項審査に係る総合評価値通知書（申請に係る書類の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者

- (8) 対象工事において建設業法第 2 6 条に規定する技術者を配置できる者
- (9) その他工事毎に必要と認める入札参加資格の条件に該当する者

(入札参加申請)

第 5 条 公募型指名競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、指定期日までに指名競争入札参加資格審査申請書(様式第 1 号)ほか申請に必要な書類(以下「申請書等」という。)を提出するものとし、参加資格の確認を受けなければならないものとする。

(入札参加者の選定)

第 6 条 入札参加希望者に対する指名は、申請書等の審査を行った上で、鳴門市工事等指名審査委員会での審議を経て入札参加者の選定を行うものとする。

2 前項の審議の結果により、入札参加者として指名するとした者には指名通知書により、指名しないとした者にはその理由を示した書面により、入札参加希望者に対し遅滞なく通知するものとする。

3 前項の通知を行った日の翌日から入札日前日(電子入札システムにより入札を行う場合は、入札書提出締切日時)までの間に、入札参加者として指名された者が、第 4 条のいずれかの事項に該当しない状況に至った場合又は申請書等に虚偽が認められた場合には、前項の通知を取消し、その旨通知するものとする。

(指名しなかった者に対する理由の説明)

第 7 条 指名されなかった者は、前条第 2 項の通知をした日の翌日から起算して 5 日以内(市の休日(鳴門市の休日を定める条例(平成元年鳴門市条例第 39 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)を除く。)に市長に対して、非指名理由についての説明を書面(任意様式)により求めることができるとし、その旨を前条第 2 項の通知書面において明らかにするものとする。

2 発注担当課は、前項の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して 5 日以内(市の休日を除く。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

3 前 2 項の手続は、前条の当該入札事務の執行を妨げないものとする。

(入札の無効)

第 8 条 指名されなかった者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに鳴門市契約に関する規則(昭和 41 年鳴門市規則第 23 号)第 1 5 条及び競争契約入札心得第 6 の各号に違反した入札は無効とする。また、入札参加者として指名された者であっても入札時点(電子入札システムにより入札を行う場合は、開札時点)において第 4 条に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。ただし、第 4 条第 5 号に規定する総合評定値(経営事項審査の総合評点)に係る資格にあっては、この限りでない。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

指名競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

鳴門市長 殿

住所
商号又は名称
代表者

鳴門市が発注する〔 工事〕の指名競争入札に参加するために資格審査を受けたいので、指定の書類を添えて申請します。

現時点において、市が定める入札参加資格の条件を満たしていることを届け出ます。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないことを誓約します。